

新型コロナワクチン接種に係る移動困難な高齢者等の移動支援について

1 事業概要

現在、区では、公共交通機関の利用による移動が困難な在宅の高齢者や障害者（通所施設利用者を含む。以下「高齢者等」という。）の通院や買い物などの外出を支援するため、協定を締結した会社のタクシー（介護タクシー含む）を利用する場合に、福祉移動サービスを提供している。

今般、移動困難な高齢者等が自宅から集団接種会場などに移動する際に、タクシー券を給付し、移動を支援する。

具体的には、ワクチン接種会場への移動に対し、下記2及び3により、追加でタクシー券等を給付する。

なお、接種日までに当該タクシー券が到着せずに既に交付済みのタクシー券を利用して接種会場に移動する高齢者等についても給付する。また、既に接種終了した高齢者等についても同様とする。

2 対象者

いずれの券についても、現制度の対象者と同様とする。

(1) 福祉タクシー券

身体障害者手帳、愛の手帳1・2度を持っている方 約7,500人

各障害（下肢機能・内部機能・体幹機能・平衡機能・脳性まひによる運動機能）の1～3級、視覚障害1・2級

自動車燃料費助成を受けている方 約2,100人

現制度では自動車燃料費助成と福祉タクシー券を併給できないが、接種後に安全に帰宅してもらえよう、追加給付の対象とする。

(2) 予約料・迎車料補助券及びストレッチャー料免除券

常時車いすを使用している方またはストレッチャーを使用することがある方

約2,500人

福祉タクシー券（自動車燃料費助成）の対象者、介護保険要介護度3～5のいずれかに該当する方

3 給付枚数

(1) 福祉タクシー券

一人あたり1,000円券×4枚を給付

(2) 予約料・迎車料補助券及びストレッチャー料免除券

予約料・迎車料補助券：4枚を給付

ストレッチャー料免除券：4枚を給付

4 経費

60,719千円

《内訳》 給付する福祉タクシー券等 57,700千円

印刷、集計委託等 3,019千円

速やかに事業を実施するため、令和3年度当初予算により対応したうえで、第3回定例会以降に補正予算により対応する。

なお、財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を予定する。

5 対象者への周知

現在のタクシー券等支給者に対し、給付するタクシー券とともに通知文を送付するほか、ホームページ等で周知する。

6 その他

移動に伴うヘルパーなどの支援については、介護保険法や障害者総合支援法に基づいて、ワクチン接種会場への移動や会場内での介助等に利用することが国の通知等により認められているため、これにより対応する。

7 今後のスケジュール（予定）

6月下旬 タクシー券等発送
利用開始